笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

1 改正の理由

(1) 緊急応急措置の必要性

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)「応急措置」に関する規定がないため、倒壊等により被害を発生させ、又は倒壊等による被害が想定されるなど切迫した状態にある周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等について、市の判断において必要最低限の措置を行うことによる被害の防止を図ることができない。

(2) 法との整合性

笠岡市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年笠岡市条例第28号。以下「条例」という。)は、法が制定される前に自主条例として制定したものであり、法と重複する規定が存在するため、法と条例の関係が分かりづらい。

2 主な改正の内容 (別添1・2)

(1) 名称等の変更(題名,全文)

条例の名称(題名)を「笠岡市空家等の適切な管理に関する条例」と改称し、用語も法で使用する用語を基本に整理する。

(2) 趣旨規定の設置 (第1条関係)

自主条例から法に基づく条例に変更するため、法に定めるもののほか、必要な事項 を定めるものとする趣旨を定める。

(3) 緊急応急措置に係る規定の新設(第8条関係)

特定空家等を放置することが著しく公益に反し、人の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切迫している場合において、市がその危険を回避するための必要最低限の措置を行うことができるようにする。

(4) 重複している規定の廃止(旧第8条から旧第10条まで関係)

法と条例に重複して規定されている調査,特定空家等に対する措置その他法と重複 する規定を廃止することで、法と条例の関係を分かりやすくする。

- 3 施行年月日 令和4年4月1日(予定)

笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正 概要

条例の名称等の変更(題名及び全文)

・条例(題名を含む。)中に使用している字句を法の規定に合わせて整理

<u>空き家等</u> → <u>空家等</u>

特定空き家等 → 特定空家等

適正管理 → 適切な管理

- ・字句を法による表記とすることにより,定義(第2条)を<u>法において使用する用語の例</u>によることに変更
 - ◆空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋) (定義)
- 第3条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊 等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害 となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより 著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図る ために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等 をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は, 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう,空家等の適切な管理に 努めるものとする。

趣旨規定の設置(第1条関係)

・自主条例から法に基づく条例に変更するため、目的規定から「法に定めるもののほか、必要な事項を定める」ものとする<u>趣旨規定</u> に変更

市民の定義(第5条関係)

- ・「市民」を**笠岡市自治基本条例(平成20年笠岡市条例第11号)** と同一の意義として使用
 - ◆笠岡市自治基本条例(抜粋) (定義)
 - 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。

緊急応急措置の実施(第8条関係)

・放置することが著しく公益に反し、人の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切迫している場合、<mark>緊急かつや むを得ない</mark>と認められるとき、<u>所有者等の同意を得ることなく</u>、 緊急にその危険な状態を回避するために必要な最低限の措置(緊 急応急措置)ができることを追加(<u>過失がなくて所有者等が確知</u> できない場合も同様)

空家等対策協議会の設置(第10条関係)

・法第7条第1項の規定により空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う協議会を設置(別紙参照)

連携の強化(第11条関係)

・必要があると認めるとき、関係行政機関、住民自治組織等に特定 空家等の所在地及び物的状態の内容を提供できることを明記

法と重複する規定の廃止(旧第8条から旧第10条まで関係)

・法と条例に重複して規定されている調査,特定空家等に対する措置その他法と**重複する規定を廃止**

笠岡市空家等対策協議会の設置について

- ○「笠岡市空き家等の適正管理に関する条例」により設置する「笠岡市空き家等適正管理審議会」は「空家等対策の推進に関する特別措置 法」(以下「法」という。)に定める協議会ではない。
- ○「笠岡市空家等対策協議会設置要綱」により、「笠岡市空家等対策協議会」を設置しているが、法に定める要件(構成員)を十分満たし ていない。



「笠岡市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正に伴い,現在の審議会と協議会を統合し,法の規定に基づく空家等対策協議 会を設置する。

- ◆空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋) (協議会)
- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」とう。) を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化 等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

♦所掌事務

空き家等適正管理審議会

- ・特定空き家等の所有者等に・空家等対策計画の作成及び 対する勧告に係る措置の命 令に関すること。
- ・その他条例の適正な運用に 関して市長が特に必要と認 める事項に関すること。

空家等対策協議会

変更並びに実施に関すること。



【変更後】

- ・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- ・特定空き家等の所有者等に対する勧告に係る措置の命令に関 すること。
- ・その他空家等対策の推進に関すること。

◆組織

空き家等適正管理審議会 空家等対策協議会

5人以内

- (1) 弁護士 山本愛子委員
- (2) 建築士 塩飽繁樹委員
- (3) 学識経験者 小林正和
- (4) 市長が必要と認める者 角田訓也委員 西村輝子委員

改正条例施行時に在職中の委 員は,任期満了日まで引き続 き委員としての身分を有する。

【変更後】

- 10人以内(市長を含む。)
- (1) 地域住民(行政協力委員)
- (2) 法務,不動産,建築等に関 する学識経験者

弁護十 山本愛子委員 建築十 塩飽繁樹委員 宅地建物取引士 角田訓也委員

大学教授 小林正和委員 司法書十, 法務局,

民生委員

(3) 市長が必要と認める者 西村輝子委員

など

《笠岡市空家等の適切な管理に関する条例(全部改正)(案)》

改正案	現行
笠岡市 <u>空家等</u> の <u>適切な管理</u> に関する条例	笠岡市 <u>空き家等</u> の <u>適正管理</u> に関する条例

【解説】

表記を法の規定に合わせて「空き家等」を「空家等」とし、同様に「適正管理」を「 適切な管理」として統一します。

改正案	現 行
_(趣旨)	_(目的)_
第1条 この条例は、空家等の適切な管理	第1条 この条例は、空き家等の適正な管
<u>を図ることにより、放置された空家等に</u>	理についてその所有者等の責務を定める
よる災害等を未然に防止するとともに,	とともに、適正な管理が行われていない
良好な景観及び生活環境の保全並びに安	空き家等に対して市が講ずる措置及び市
全で安心なまちづくりの推進に寄与する	民等の役割を定め、もって地域住民の生
ため,空家等対策の推進に関する特別措	命,身体又は財産を保護するとともに,
置法(平成26年法律第127号。以下	その生活環境の保全を図り,安全で安心
「法」という。) に定めるもののほか,	なまちづくりの推進に寄与することを目
<u>必要な事項を定めるものとする。</u>	<u>的とする。</u>

【解説】

法に定めるもののほか、空家等の適切な管理を図り、放置された空家等による防災、 良好な景観及び生活環境の保全並びに安全安心なまちづくりの推進に寄与するために必 要な事項を定めることを規定しています。

改正案	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において <u>使用する</u>	第2条 この条例において <u>、次の各号に掲</u>
用語の意義は、 <u>法において使用する</u>	<u>げる</u> 用語の意義は, <u>当該各号に定めると</u>
<u>用語の例</u> による。	<u>ころ</u> による。
(削る。)	(1) 空き家等 市内にある建築物又はこ
	れに附属する工作物であって居住そ
	<u>の他の使用がなされていないことが</u>
	常態であるものをいう。ただし、国
	又は地方公共団体が所有し, 又は管
	理するものを除く。_
(削る。)	(2) 特定空き家等 そのまま放置すれば
	倒壊等著しく保安上危険となるおそ

れのある状態,その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが著しく不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。(削る。)(割 所有者等 空き家を所有し、又は管理する者をいう。(削る。)(4) 市民等 市民及び事業者その他の団体をいう。

【解説】

法との整合を図るため、「空家等」、「特定空家等」及び「所有者等」は、法と同一 の意義として条例で用いることを規定しています。

【空家等対策の推進に関する特別措置法における定義】

「空家等」とは、

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「特定空家等」とは,

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく 衛生上有害となるおそれのある状態,適切な管理が行われていないことにより著し く景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置すること が不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

「所有者等」とは,

空家等の所有者又は管理者のこと。

改正案	現行
(民事による解決との関係)	(民事による解決との関係)
第3条 この条例の規定は、空家等 の所	第3条 空き家等の所
有者等と <u>当該空家等</u> が <u>適切な</u> 管理が	有者等 <u>及び当該空き家等</u> が <u>適正な</u> 管理が
行われていないことにより被害を受ける	行われていないことにより被害を受ける
おそれのある者 <u>との間で</u> ,民事 <u>による事</u>	おそれのある者 <u>は</u> , 民事に <u>よりそ</u>
<u>態の</u> 解決を図る <u>ことを妨げない</u> 。	<u>の</u> 解決を図る <u>ように努めるものとする</u>
	۰
(削る。)	2 この条例の規定は、前項の規定による
	<u>民事による事態の解決を図ることを妨げ</u>
	<u>7211.</u>

【解説】

空家等の所有者等とその空家等により被害を受けるおそれのある方の間で生じた問題 について、当事者間で問題の解決を図ることを基本とすることを規定しています。

改正案	現 行
(所有者等の責務)	(所有者等の責務)
第4条 空家等 の所有者等は、法第3条	第4条 <u>空き家等の</u> 所有者等は、 <u>当該空き</u>
の規定により、周辺の生活環境に悪影響	家等が特定空き家等の状態にならないよ
を及ぼさないよう、空家等の適切な管理	う適正に管理するとともに、特定空き家
<u>を行わなければならない</u> 。	等の状態を改善しなければならない。

【解説】

法に基づき,空家等の所有者等は,近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう, 自己の財産である空家等を自己の責任において適切に管理するよう規定しています。

改正案	現行
(市と <u>市民</u> の協働)	(市と市民 <u>等</u> の協働)
第5条 市と市民 (市内に居住し, 又は市	第5条 市と市民 <u>等</u>
内で働き、学び、若しくは活動する個	
人, 法人, その他の団体をいう。以下同	
じ。)は、協働して、空家等の適切な管	は, <u>この条例の目的を達成するた</u>
理を図る取組を進めるものとする。	<u>め、協働で取り組むものとする</u> 。

【解説】

「市民」を笠岡市自治基本条例(平成20年笠岡市条例第11号)と同一の意義として条例に用いることとし、地域における空家等の把握など空家等の適切な管理を図る取組を市と協働で進めることを規定しています。

改正案	現行
(市の責務)	(市の責務)
第6条 市は、法第4条の規定により、法	第6条 市は、この条例の目的を達成する
第6条第1項に規定する空家等対策計画	ため、空き家等を適正に管理し特定空き
<u>の作成及びこれに基づく空家等に関する</u>	<u>家等の状態になることを防止するための</u>
対策の実施その他の空家等に関する必要	市民等の意識の啓発及び特定空き家等の
な措置を適切に講ずるものとする	<u>状態の改善を図るための必要な措置を講</u>
o	<u>ずるものとする</u> 。

【解説】

法に基づき,市は空家等対策計画を作成し,この計画に基づく空家等対策を実施する など,空家等に関する必要な措置を適切に行うよう規定しています。

改正案	現行
(市民_の役割)	(市民 <u>等</u> の役割)
第7条 市民_は、空家等が特定空家等で	第7条 市民 <u>等</u> は、 <u>特定空き家等があると</u>
あると疑うに足りる事実があるときは,	認めるときは
市にその情報を <u>提供するよう努めるとと</u>	市にその情報を <u>提供し</u>
<u>もに</u> , 市が行う調査等 <u>に協力する</u>	<u>, また</u> , 市が行う調査等 <u>への協力に</u>
よう	努めるとともに、地域で連携し、空き家
	等が特定空き家等の状態になることの防
	<u>止及び特定空き家等の状態の改善を図る</u>
努めるものとする。	<u>よう</u> 努めるものとする。

【解説】

市民の皆様には、特定空家等と疑われ、適切な管理がなされていない空家等を把握したときは、市にその情報を提供することや、市が行う調査や空家等の適切な管理を図る取組(市民との協働で行うものを含む。)などに協力いただくことを規定しています。

改正案	現行
	(立入調査等)
(削る。)	第8条 市長は、空き家等の所在及び当該
	空き家等の所有者等を把握するための調
	査その他空き家等に関しこの条例の施行
	<u>のために必要な調査を行うことができ</u>
	<u>3.</u>
	2 市長は、第10条第1項から第3項ま
	での規定の施行に必要な限度において,_
	職員又はその委任した者に、空き家等と
	<u>認められる場所に立ち入って調査をさせ</u>
	<u>ることができる。</u>
	3 市長は、前項の規定により職員又はそ
	<u>の委任した者を空き家等と認められる場</u>
	所に立ち入らせようとするときは, その
	5日前までに、当該空き家等の所有者等
	<u>にその旨を通知しなければならない。た</u>
	だし、当該所有者等に対し通知すること

が困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により空き家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

立入調査等は、法第9条の規定に基づき行うこととなるため、削除しています。

改正案	現行
	(所有者等に関する情報の利用等)
(削る。)	第9条 市長は、固定資産税の課税その他
	<u>の事務のために利用する目的で保有する</u>
	情報であって氏名その他の空き家等の所
	<u>有者等に関するものについては、この条</u>
	例の施行のために必要な限度において,
	その保有に当たって特定された利用の目
	<u>的以外の目的のために利用することがで</u>
	<u>きる。</u>
	2 市長は、この条例の施行のために必要
	があるときは、関係する地方公共団体の
	長その他の者に対して、空き家等の所有
	者等の把握に関し必要な情報の提供を求
	<u>めることができる。</u>

【解説】

所有者等に関する情報の利用等は、法第10条の規定に基づき行うこととなるため、 削除しています。

改正案	現行
	(特定空き家等に対する措置)
(削る。)	第10条 市長は、特定空き家等の所有者
	等に対し、当該特定空き家等に関し、修
	繕,除却その他周辺の生活環境の保全を

図るために必要な措置をとるよう助言又 は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、前項の助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、修繕、除却その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受け た者が正当な理由がなくてその勧告に係 る措置をとらなかった場合において、特 に必要があると認めるときは、その者に 対し、相当の猶予期限を付けて、その勧 告に係る措置をとることを命ずることが できる。
- 4 市長は、前項の措置を命じようとする 場合においては、あらかじめ、その措置 を命じようとする者に意見を述べる機会 を与えなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 6 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空き家等に設置することができる。この場合において、当該特定空き家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 7 市長は、第3項の措置を講じようとするときは、第13条に規定する笠岡市空き家等適正管理審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

特定空家等に対する措置は,法第14条の規定に基づき行うこととなるため,削除しています。

改正案

(緊急応急措置)

第8条 市長は、特定空家等 について、 放置することが著しく公益に反すると認 められ,かつ,人の生命,身体,財産に 重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切 迫している

____と認められる場合<u>は</u>

そ

__, <u>緊</u>急に

の危険な状態を回避するために必要な最 低限の措置(以下「緊急応急措置」とい <u>う。)</u>を自ら行い,又は第三者をしてこ れをさせることができる。

- 2 市長は,前項の緊急応急措置を行い, 又は行わせる場合においては, 当該特定 空家等の所有者等の同意を得るものとし 過失がなくて当該特定空家等の所有者等 を確知することができないときは,特定 空家等の状態及び緊急応急措置を行う旨 をあらかじめ公告しなければならない。 ただし、緊急かつやむを得ないと認めら れるときは、この限りでない。
- 当該措置に要した費用を当該特定空家等 __の所有者等から徴収するものとする。

現行

(応急措置

第11条 市長は、特定空き家等について、 放置することが著しく公益に反すると認 められ,かつ,人の生命,身体,財産に 重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切 迫しており緊急にその危険な状態を回避 <u>する必要がある</u>と認められる場合<u>であっ</u> て,前条第1項の助言又は指導若しくは 同条第2項の勧告の段階で当該特定空き 家等の所有者等から自ら危険な状態の解 消をすることができないとの申出があっ たときには, 所有者等の同意を得て, そ の危険な状態を回避するために必要な最 低限の措置

____を自ら行い、又は第三者をしてこ れをさせることができる。

<u>3</u> 市長は、<u>緊急応急措置</u>を講じたときは、<u>2</u> 市長は、<u>前項の措置</u>を講じたときは、 当該措置に要した費用を当該特定空き家 **等**の所有者等から徴収するものとする。

【解説】

法には、緊急応急措置に関する規定がないため、改正後においても条例に基づき実施 します。法第9条の規定による調査の実施により、放置することが著しく公益に反する と認められ、かつ、人の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切迫 していると認められる場合において、所有者等が自ら危険な状態を解消することができ ない特別な事情があるときに限り、所有者等の同意を得て、緊急応急措置を行うことが できることとしています。また、所有者等の所在が判明しないときにおいても、同様に 緊急応急措置を行うことができることとしています。

なお、緊急応急措置に要した費用は、所有者等から徴収することを規定しています。

改正案	現行
(支援)	(支援)
第9条 市長は,空家等の適切な管理及	<u>第12条</u> 市長は <u>,</u>
<u>び活用の促進のため</u> ,特に必要があると	
認められるときは、 <u>空家等</u> が <u>特定空家</u>	認められるときは、 <u>空き家等</u> が <u>特定空き</u>
<u>等</u> の状態になることの防止及び <u>特定空</u>	<u>家等</u> の状態になることの防止及び <u>特定空</u>
<u>家等</u> の状態の改善を図るための必要な	<u>き家等</u> の状態の改善を図るための必要な
支援をすることができる。	支援をすることができる。

【解説】

空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、そのまま放置すれば倒壊等著しく保 安上危険となるおそれのある状態にある空家等の状態の改善を図ることなどに対して、 市が必要な支援をすることができることを規定しています。

改正案	現行
(<u>協議会</u>)	(空き家等適正管理審議会)
第10条 法第7条第1項の規定により、	第13条 市長は、特定空き家等に対して
<u>笠岡市空家等対策協議会(以下「協議会</u>	講ずる措置について審議するため、笠岡
<u>」という。)を置く。</u>	市空き家等適正管理審議会(以下「審議
	<u>会」という。)を置く。</u>
2 協議会の組織及び運営に関し必要な事	2 <u>審議会</u> の組織及び運営に関し必要な事
項は,規則で定める。	項は,規則で定める。

【解説】

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第7条第1項の規定により笠岡市空家等対策協議会を設置します。また、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。なお、笠岡市空家等対策協議会設置要綱(平成29年笠岡市告示第13号)により設置していた笠岡市空家等対策協議会は廃止し、条例に規定する協議会に統合することとします。

改正案	現 行
(関係機関との連携)	(関係機関との連携)
第11条 市長は、 <u>法及び</u> この条例の施行	<u>第14条</u> 市長は,この条例の施行
のため必要があると認めるときは、関係	のため必要があると認めるときは, <u>関係</u>
行政機関,住民自治組織等に対し,特定	機関に対し、必要な情報を提供し、協力

空家等の所在地及び物的状態の内容に関	を求めることができる
する必要な情報を提供し, 当該特定空家	
等の状態を改善するために必要な協力を	
求めることができる。	

【解説】

必要に応じ、関係行政機関や住民自治組織などと特定空家等の情報を共有し、当該特定空家等の状態を改善するために必要な協力を求めるなど、緊密な連携により対応する ことを規定しています。

改正案	現行
(委任)	(委任)
第12条 この条例に定めるもののほか、	第15条
この条例の施行に関し必要な事項は, <u>規</u>	この条例の施行に関し必要な事項は, <u>市</u>
<u>則で</u> 定める。	<u>長が別に</u> 定める。

【解説】

この条例を施行するに当たっての具体的な手続等について、規則で定める旨を規定しています。

(参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日) (法律第百二十七号)

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。<u>第十条第二項</u>を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、<u>第六条第一項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

- 第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本 的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に 即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができ る。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策 に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事 項
 - 六 特定空家等に対する措置(<u>第十四条第一項</u>の規定による助言若しくは指導、<u>同条第二項</u>の規定による勧告、<u>同条第三項</u>の規定による命令又は<u>同条第九項</u>若しくは<u>第十項</u>の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項

- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、 技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。 (協議会)
- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下 この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって 構成する。
- 3 <u>前二項</u>に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 (都道府県による援助)
- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。 (立入調査等)
- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、<u>第十四条第一項</u>から<u>第三項</u>までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、<u>前項</u>の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 <u>第二項</u>の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 <u>第二項</u>の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (空家等の所有者等に関する情報の利用等)
- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏 名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区 の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情 報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から 提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を 行うものとする。
- 3 <u>前項</u>に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方 公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることが できる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

- 第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下<u>第十三条</u>までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (所有者等による空家等の適切な管理の促進)
- 第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の 提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、 又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用の ために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。 (特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の 伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上 危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等につい ては、建築物の除却を除く。<u>次項</u>において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、<u>前項</u>の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、<u>前項</u>の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、<u>前項</u>の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 <u>前項</u>の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、<u>前項</u>の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、<u>第三項</u>の措置を命じよ うとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、<u>前項</u>の規定による意見の聴取を行う場合においては、<u>第三項</u>の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、<u>前項</u>に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 <u>第六項</u>に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、<u>第三項</u>の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても<u>同項</u>の期限までに完了する見込みがないときは、<u>行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)</u>の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 <u>第三項</u>の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて<u>第一項</u>の助言若しくは指導又は<u>第二項</u>の勧告が行われるべき者を確知することができないため<u>第三項</u>に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、<u>第三項</u>の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・ 総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 <u>前項</u>の標識は、<u>第三項</u>の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合に おいては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 <u>第三項</u>の規定による命令については、<u>行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条</u>及び<u>第十四条</u>を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 <u>前各項</u>に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務 省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円 滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡 充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、<u>前項</u>に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に 関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとす る。

(過料)

- 第十六条 <u>第十四条第三項</u>の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
- 2 <u>第九条第二項</u>の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、<u>第九条第二項</u>から<u>第五項</u>まで、<u>第十四条及び第十六条</u>の規定は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五○号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。